（乳幼児等医療費助成の請求方法について）

<table>
<tr><th rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">請求方法</th><th colspan="2">北海道基準</th><th rowspan="2">町助成適用後の
自己負担額</th></tr>
<tr><th>助成範囲</th><th>自己負担額</th></tr>
<tr><td>未就学児
※満6歳到達後の最初の3月31日までの者
※道基準の所得超過者を除く</td><td>一部負担金1割分又は初診が算定された場合のみ、その金額を公費「91」で請求し、その他は「90」で請求してください。</td><td>通院
入院
指定訪問看護</td><td rowspan="2">■「乳初」の場合
初診時一部負担金　医科580円
歯科510円
指定訪問看護　1割
（月負担上限額　8,000円）

■「乳課」の場合
医療費の1割に相当する額
【月負担上限額】
・通院：18,000円（年間上限144,000円）
・入院：57,600円（多数該当44,400円）
・指定訪問看護：18,000円</td><td rowspan="3">0円
※保険適用医療費のうち、入院時食事療養費標準負担額を除く医療費自己負担分を全額助成</td></tr>
<tr><td>小学生
※満6歳到達後の最初の4月1日から満12歳到達後の最初の3月31日までの者
※道基準の所得超過者を除く</td><td>■入院・指定訪問看護
一部負担金1割分又は初診が算定された場合のみ、その金額を公費「91」で請求し、その他は公費「90」で請求してください。

■通院
公費「92」で請求してください。</td><td>入院
指定訪問看護</td></tr>
<tr><td>中学生及び
道基準所得超過者</td><td>公費「92」で請求してください。</td><td colspan="2">助成対象外</td></tr>
<tr><td>高校生以上
※上記以外の者</td><td colspan="4">助成対象外</td></tr>
</table>

※留意事項

・受給者証の切り替えは、毎年8月1日及び3歳の誕生月の翌月1日（1日生まれは誕生日）、未就学児から小学生、小学生から中学生になる年の4月1日に受給者証の切り替えを実施します。

・今回の町独自の制度について、受給資格の申請をしていない子どもについては、公費負担者番号が従来どおり1つのみ付番されるケースも想定されるため、取り扱いにご留意ください。

（ひとり親家庭等医療費助成の請求方法について）

<table>
<tr><th rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">請求方法</th><th colspan="2">北海道基準</th><th rowspan="2">町助成適用後の
自己負担額</th></tr>
<tr><th>助成範囲</th><th>自己負担額</th></tr>
<tr><td>０歳から中学生
※０歳から満１５歳到達後の最初の３月３１日まで</td><td>一部負担金１割分又は初診が算定された場合のみ、その金額を公費「94」で請求し、その他は「93」で請求してください。</td><td rowspan="2">通院
入院
指定訪問看護</td><td rowspan="2">■「親初」の場合
初診時一部負担金　医科 580 円
歯科 510 円
柔道整復 270 円
指定訪問看護　１割
（月負担上限額　8,000 円）

■「親課」の場合
医療費の１割に相当する額
【月負担上限額】
・通院：18,000 円（年間上限 144,000 円）
・入院：57,600 円（多数該当 44,400 円）
・指定訪問看護：18,000 円</td><td>０円
※保険適用医療費のうち、入院時食事療養費標準負担額を除く医療費自己負担分を全額助成</td></tr>
<tr><td>高校生以上
※上記以外</td><td>現行どおり（道基準と同様）</td><td>道基準と同じ</td></tr>
</table>

※留意事項

・受給者証の切り替えは、毎年８月１日及び３歳の誕生月の翌月１日（１日生まれは誕生日）に実施します。「中学生→高校生」になる年の４月１日には受給者証の切り替えは実施しませんので、ご注意ください。なお、４月１日から請求方法が変更となる場合、受給者証の但し書きに取扱いの印字がありますので、ご確認願います。

・今回の町独自の制度について、受給資格の申請をしていない子どもについては、公費負担者番号が従来どおり１つのみ付番されるケースも想定されるため、取り扱いにご留意ください。

（重度心身障がい者医療費助成の請求方法について）

<table>
<tr><th rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">請求方法</th><th colspan="2">北海道基準</th><th rowspan="2">町助成適用後の
自己負担額</th></tr>
<tr><th>助成範囲</th><th>自己負担額</th></tr>
<tr><td>【身体障害・療育】
０歳から中学生
※０歳から満１５歳到達後の最初の３月３１日まで</td><td>一部負担金１割分又は初診が算定された場合のみ、その金額を公費「46」で請求し、その他は「45」で請求してください。</td><td rowspan="2">通院
入院
指定訪問看護</td><td rowspan="2">■「障初」の場合
初診時一部負担金　医科 580 円
歯科 510 円
柔道整復 270 円
指定訪問看護　１割
（月負担上限額　8,000 円）

■「障課」の場合
医療費の１割に相当する額
【月負担上限額】
・通院：18,000 円（年間上限 144,000 円）
・入院：57,600 円（多数該当 44,400 円）
・指定訪問看護：18,000 円</td><td>０円
※保険適用医療費のうち、入院時食事療養費標準負担額を除く医療費自己負担分を全額助成</td></tr>
<tr><td>高校生以上
※上記以外</td><td>現行どおり（道基準と同様）</td><td>道基準と同じ</td></tr>
</table>

※留意事項

・精神手帳により対象となり得る方は、乳幼児基準により受給者証を交付します。

・受給者証の切り替えは、毎年８月１日及び３歳の誕生月の翌月１日（１日生まれは誕生日）に実施します。「小学生→中学生」「中学生→高校生」になる年の４月１日には受給者証の切り替えは実施しませんので、ご注意ください。なお、４月１日から請求方法が変更となる場合、受給者証の但し書きに取扱いの印字がありますので、ご確認願います。

・今回の町独自の制度について、受給資格の申請をしていない子どもについては、公費負担者番号が従来どおり１つのみ付番されるケースも想定されるため、取り扱いにご留意ください。